

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C所在のD会社（以下「派遣先会社」という。）において就労していた。請求人によれば、平成〇年〇月〇日、総合体育館内の倉庫において、7名程でマットを片付ける作業をしている際、マットを積んだ台車と壁との間に足を挟まれ負傷（以下「本件災害」という。）したという。

請求人は、同月〇日、E病院に受診し「右膝挫傷、大腿骨骨挫傷、皮下血腫、間帯血症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の理由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件災害により本件傷病を発症したと主張しているところ、当審査会として、改めて本件における一切の記録を精査するも、請求人が本件傷病により療養していることは認められるものの、本件災害を現認した者を確認することはできない。さらに、請求人作成の申立書に添付する本件災害当日の状況及び申述に基づけば、決定書理由に説示するとおり、請求人の受傷部位は合理性を欠くものとの疑念を抱かざるを得ない。

この点について、請求人は、上記意見書及び当審査会開催の公開審理において、「決定書に記載している災害発生当日のマットの位置は90度違っており、マットが請求人の膝に当たり受傷した」旨主張している。しかし、決定書に記載のある図は、請求人から提出のあった申立書添付の図（災害発生当日の台車・マットの位置）であり、請求人は同図面を担当者と共に作成しており、マットの位置が90度違っていれば、作成時ないし申立時に当然気付いてしかるべきであるにもかかわらず、そのまま提出していることから、請求人の主張は不自然であって、これを採用することはできない。

また、請求人は、被災時に一緒に作業していた派遣先会社のアルバイト従業員であった者に事実確認を行うべき旨を主張するが、決定書理由で認定したとおり、同じ派遣社員のFが本件災害の件は全く聞いていないと述べていたこと及び前記判断に照らし、その必要性は認められない。

したがって、当審査会としても、請求人の本件傷病について業務上の事由によ

るものと認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。